

## 委託仕様書（企業提案用）

1 委託業務の名称  
特定健診の保健事業の場における禁煙支援事業業務

2 委託期間  
契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の目的  
宮城県は喫煙率が高く、習慣的に喫煙をしている人で禁煙を考えている人は一定割合いるが、適切な禁煙支援につながっていないという指摘がある。また、喫煙はメタボリックシンドロームや糖尿病の発症リスクを高めるだけでなく、がんなど多くの病気の原因となっており、県民の健康寿命の延伸のため、市町村と連携した禁煙支援など、取組の強化が必要である。

今回、市町村の特定健診の保健事業の場における禁煙支援の取り組み（面談や情報提供、啓発等）に対するコンサルテーションをとおして、特定健診の場での禁煙支援の取組を強化し、喫煙の健康影響に関する知識の普及や、禁煙に対する動機づけの強化等を行い、禁煙に関する県民の意識を高め、喫煙率の低下につなげる。

4 実施内容  
下記（1）から（4）までの業務について、対象者はモデル市町村の特定健診受診者のうち国民健康保険加入者とし、5の留意事項を踏まえ実施すること。また、実施した業務について令和7年3月31日までに報告書としてまとめること。

（1）特定健診の保健事業の場における禁煙支援のコンサルテーション  
モデル市町村（七ヶ浜町）の特定健診会場内で行われている禁煙支援の取り組みについて専門的知見に基づくコンサルテーションを行う。  
なお、実施にあたっては、七ヶ浜町の現状等も踏まえて実施すること。

（コンサルテーションの内容）

- ・指導のための効果的なデータ分析の方法に関する助言。
- ・効果的な禁煙支援のための面談対象者の選定、振り分けに関する助言。
- ・禁煙指導ブースでの禁煙支援などの現場における直接支援。
- ・モデル市町村（七ヶ浜町）の保健師が禁煙指導ブースで実施する禁煙支援の助言。
- ・モデル市町村（七ヶ浜町）の保健師が面談対象者の喫煙者に対して行っている血圧や血糖に関する助言方法を含め効率的、効果的な禁煙支援を行うことができるための面談方法等。
- ・面談対象者以外の喫煙者が禁煙を意識できるような啓発について会場で行うことができる啓発のための会場設定。（参考：会場内で動画上映などの啓発の実施が可能である。）

（七ヶ浜町の現状等①）

日程：令和6年5月中下旬の10日、8月上旬の1日の計11日間  
会場：七ヶ浜町中央公民館  
時間：午前9時から午後3時まで

（七ヶ浜町の現状等②）

対象者：特定保健指導対象者以外で、血圧（今年度数値が高血圧症の基準値以上）かつ血糖（前

年度数値が保健指導判定値以上)に該当した人で喫煙者に面談を実施。

体制等：面談時間は5分程度で保健師2人体制。

実績：令和5年度に血圧と血糖に該当して面談を実施した人は370名程度、その中で喫煙者は60名程度。特定保健指導及び本面談対象以外で140名程度の喫煙者がおり、現状でその方々に対するアプローチが行われていない状況。

## (2) 成果の確認

事業成果については、取組の変化や成果が分かるような何らかの手法を取り入れて測定評価すること。なお、以下を測定、評価する内容とすることとし、喫煙者そのものの行動変容の測定については、特定健診会場内でアンケート調査のための個人情報提供に同意を得られた対象者にのみ行うものとする。

- ・市町村の取組の変化を評価（セルフチェックシートによる評価など）
- ・喫煙者そのものの行動変容の測定（対象者に郵送でのアンケートの実施）

## (3) 取組報告及び研修会の開催

(1)や(2)の実施状況を踏まえて、県内市町村及び健診団体の健診従事者等に対して、取組報告や研修会を開催すること。取組報告は実施状況を取りまとめ、成果等を報告するものとし、研修会は禁煙支援に関する効果的な手法とすること。

(例) ロールプレイ、ワークショップなど。

その他、日程調整等の運営全般、アンケート回収等を行うこと。なお、参加者への周知は宮城県が実施する。

## (4) 禁煙支援に関する市町村向け情報交換会

(3)の実施後に、宮城県が主催で年度内に行う禁煙支援に関する市町村向け情報交換会への講師を派遣することとする。なお、講師への謝金等については県が定める基準の範囲内で県が別途支払いを行うものとする。

## 5 留意事項

- (1) 業務内容は、企画提案協議での企画書を基本とするが、発注者との打合せの上で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- (2) 本事業は、都道府県国保ヘルスアップ事業を活用したもので、「国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）交付要領」に定める「対象経費に係る留意事項」に留意して事業の実施をすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議する。
- (4) 受注者は、発注者が必要と認めた場合には委託業務の進捗状況について報告するものとする。また、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書等を発注者に提出するものとする。
- (5) 業務遂行上必要とする機材などについては、原則として受注者所有の機器を使用することとし、これによりがたい場合は、原則としてリースによる対応とすること。
- (6) 受注者は、会計帳簿を他の経理と区分けして整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- (7) 受注者が、この契約の委託期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (8) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、宮城県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、又は受託させてはならない。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (9) 受注者は、この契約の履行に当たり排除要綱第2条第1項第5号に規定する暴力団員又は排除要綱第2条第1項第6号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を 行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整等の措置を講じる。

#### 宮城県入札契約暴力団等排除要綱

##### 別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

#### 6 納入物

以下の成果物を宮城県健康推進課に納入すること。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 制作物一式                   | 1部 |
| (2) 事業の報告書                  | 2部 |
| (3) 成果品データを収めた記録メディア（CD-R等） | 1部 |

#### 7 納入期限

令和7年3月31日

#### 8 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、発注者と受注者による打合せを定期的に行うものとする。

#### 9 契約の条件等

##### (1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 環境負荷への配慮

受注者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙2「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

10 その他

受注者は、発注者が広報等で使用するために開発段階の動作イメージ等の提供を求めた場合は、速やかに提供すること。内容については、別途協議を行い、決定することとする。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、その都度発注者と速やかに協議を行い、決定することとする。